

町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき改めまして感謝申し上げます。

北海道では、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき実施してきました各種制限を、段階的に緩和することとしていましたが、6月19日からステップ1をステップ2に移行することになりました。

このことにより、接客を伴う飲食店やライブハウス等の営業自粛の緩和、また他都府県や札幌市との不要不急の往来の制限が解除となりました。

外出の自粛及び施設の使用制限の緩和につきましては、裏面の「北海道スタイルの実践」による感染拡大の防止を徹底しながら進めることとなりますが、ステップ2以降の段階では、イベント等の開催に制限が設けられています。

今後におきまして、次のような対応になりますので引き続きご協力をお願いします。

## 【北海道における段階的緩和】

項 目		ステップ2	ステップ3	移行期間後
		6/19~7/9	7/10~7/31	8/1~
の イ ベ ン ト 制 限 等	屋外イベント	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	全て 十分な間隔
	屋内イベント	町内でのイベントは、収容率50%		
外出の自粛等		「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止を行いながら緩和		
施設の使用制限等		「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開		

※「屋外イベント」における「十分な間隔」とは、人数管理ができるものとします。

※感染拡大の兆しが見られる場合は、改めて対応を検討することになっていきます。

＝ご不明な点やご相談はこちらまで＝

**標茶町感染症危機管理対策本部事務局**

標茶町役場住民課環境衛生係 電話：485-2111(内線 126・127)

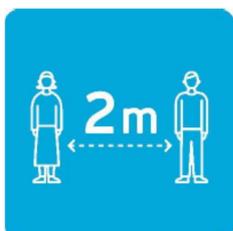


役場ホームページ  
各種情報あります

(裏面もあります)

# 北海道スタイルの実践

道民の皆さまへ「新しい生活様式」の実践をお願いします



いまは、  
きよりをとって



手を洗おう



咳エチケット



換気をしよう



3つの「密」を  
さけよう



テイクアウトや  
デリバリーも



オンラインを  
上手に使おう



北海道スタイル

事業者の皆さまへ「7つのポイント」への取り組みをお願いします



マスク着用・  
手洗いを徹底します



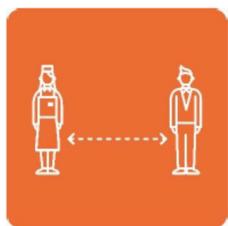
健康管理を  
徹底します



こまめに換気します



消毒・洗浄します



一定の距離を  
とっています



お客さまへ咳エチケット・  
手洗いをお願いします



取組を  
お知らせします



北海道スタイル